金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第八十八号)

	イ 単体普通出資等Tier1比率及び連結普通出資等Tier
	を満たすこと。
	掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全て
	本比率及び連結自己資本比率のいずれもが、次のイからハまでに
	会社等を有するものに限る。) 国際統一基準に係る単体自己資
	第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子
(新設)	一の三 海外拠点を有する信用金庫連合会(信用金庫法第八十九条
あること。	
己資本比率及び連結自己資本比率のいずれも八パーセント以上で	ے
る子会社等を有するものに限る。) 国際統一基準に係る単体自	比率及び連結自己資本比率のいずれも八パーセント以上であるこ
九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定す	社等を有するものに限る。) 国際統一基準に係る単体自己資本
信用金庫連合会(長期信用銀行法第十七条及び信用金庫法第八十	七条において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会
一の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行及び海外拠点を有する	一の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行(長期信用銀行法第十
一 (略)	一 (略)
じ、当該各号に定める区分をいう。	じ、当該各号に定める区分をいう。
の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる金融機関等の種類に応	の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる金融機関等の種類に応
第五条 法第五条第四号に規定する主務省令で定める健全な自己資本	第五条 法第五条第四号に規定する主務省令で定める健全な自己資本
(健全な自己資本の状況にある旨の区分)	(健全な自己資本の状況にある旨の区分)
現	改正案

1比率 四・五パーセント以上であること。

以上であること。 単体Tier1比率及び連結Tier1比率 六パーセント

以上であること。 単体総自己資本比率及び連結総自己資本比率 ハパーセント

一(略)

一セント以上であること。るものを除く。) 国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パニの二 海外営業拠点を有する長期信用銀行(第一号の二に規定す

める要件の全てを満たすこと。 七のを除く。) 国際統一基準に係る単体自己資本比率が、次の ものを除く。) 国際統一基準に係る単体自己資本比率が、次の

イ 単体普通出資等Tier1比率 四・五パーセント以上であ

ること。

ハ 単体総自己資本比率 八パーセント以上であること。 ロ 単体Tier1比率 六パーセント以上であること。

三~六 (略)

じ、当該各号に定める海外営業拠点をいう。 四号の二までの「海外営業拠点」とは、次の各号に掲げる区分に応2 前項第一号、第一号の二、第二号、第二号の二及び第三号から第

点 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平一 前項第一号、第一号の二、第二号及び第二号の二の海外営業拠

一 (略)

一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。 信用金庫連合会(第一号の二に規定するものを除く。) 国際統二の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行及び海外拠点を有する

(新設)

三~六 (略)

をいう。 、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する海外営業拠点2 前項第一号から第四号の二までに規定する「海外営業拠点」とは

法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成十二年前項第一号から第二号の二までに規定する海外営業拠点 銀行

号)第一条第三頁こ見定する毎个営業心気でする区分等を定める命令(平成十二年総理府・大蔵省令第四十用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規成十二年総理府・大蔵省令第三十九号)第一条第三項又は長期信

- 労)第一条第三項に規定する海外営業拠点
- 点 規定する区分等を定める命令第三条第二項に規定する海外営業拠信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項又は長期二 前項第三号から第四号の二までの海外営業拠点 銀行法第二十二
- 号)第三条第三項に規定する海外拠点をいう。 定する区分等を定める命令(平成十二年総理府・大蔵省令第四十一 法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規 3 第一項第一号の三及び第二号の三の「海外拠点」とは、信用金庫 3
- 一基準をいう。

 「国に規定する区分等を定める命令第三条第五項に規定する国際統に用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又はは第三条第三項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法は第三条第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項若しく二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項若しく二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項若しく二人のでは、
- める命令第一条第七項、長期信用銀行法第十七条において準用する己資本比率」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定5 第一項第一号から第二号の三まで、第五号及び第六号の「単体自

条第三項に規定する海外営業拠点の等を定める命令(平成十二年総理府・大蔵省令第四十号)第一分等を定める命令(平成十二年総理府・大蔵省令第四十号)第一第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区総理府・大蔵省令第三十九号)第一条第三項又は長期信用銀行法

- 外営業拠点

 外営業拠点

 外営業拠点

 外営業拠点

 が関第三号から第四号の二までに規定する海外営業拠点

 が関第三号から第四号の二までに規定する海外営業拠点

 が関第三号がら第四号の二までに規定する海外営業拠点

 が関第三号がら第四号の二までに規定する海外営業拠点
- 第四十一号)第三条第三項に規定する海外拠点をいう。二項に規定する区分等を定める命令(平成十二年総理府・大蔵省令信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第一項第一号の二及び第二号の二に規定する「海外拠点」とは、
- 4 第一項第一号から第三号宝でに規定する「国際統一基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第四十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第四十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第四項を定めるのでは、
- 分等を定める命令第一条第七項、長期信用銀行法第十七条において「単体自己資本比率」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区5 第一項第一号から第二号の二まで、第五号及び第六号に規定する

比率」、 第一 結総自己資本比率」とは、 結普通株式等Tier1比率」、 連結普通株式等Ti する区分等を定める命令第一条第八項又は第三条第五項に規定する 連結自己資本比率」とは、 府・大蔵省令第四十二号)第一条第三項に規定する単体自己資本比 第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令 による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法 条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第六項又は協同組合 項、 る区分等を定める命令第三条第六項に規定する単体普通出資等Ti .定める連結自己資本比率をいい、 比率」 それぞれ銀行法第二十六条第二 十九条第 行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第六 r1比率及び単体総自己資本比率をい 条第七項に規定する単体普通株式等Tier1比率、単体Ti 一号の三の 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六 1 比率、 項第一号から第 及び 「単体Tier1比率」 第一項第一号及び第二号の「単体普通株式等Tier1 単体Ti 項におい 「単体普通出資等Tier1比率」 「単体総自己資本比率」とは、 е er1比率及び単体総自己資本比率をいう。 r 1比率、 て準用する銀行法第一 一号の三まで及び第三号から第五号までの それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定 次の各号に掲げる区分に応じ、 一項に規定する区分等を定める命令 及び「単体総自己資本比率」とは 連結T 「連結Tier1比率」及び 第一項第一号及び第三号の i er1比率及び連結総自 一十六条第 第一 それぞれ信用金庫法第 項第 (平成十二年総理 「単体Tier 一号の三及び 項 当該各号 に規定す 連 連

6

己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する 株式等Tier1比率」、 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用 第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第六項又は 準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第 分等を定める命令第一条第七項に規定する単体普通株式等Ti 己資本比率をいい、第一項第一号及び第二号に規定する る銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令 1 比率、 一年総理府・大蔵省令第四十二号) 条第六項、 単体Tier1比率及び単体総自己資本比率をいう。 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法 「単体Tier1比率」及び 第一条第三項に規定する単体自 「単体普 「単体総自 (平成十

6 結Tier1比率」及び 号及び第三号に規定する 又は第三条第五項に規定する連結普通株式等Ti 行法第二十六条第一 に応じ、 第一 に規定する「連結自己資本比率」とは、 項 当該各号に規定する連結自己資本比率をいい、第一項第 第一号から第五号まで 二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項 「連結総自己資本比率」 「連結普通株式等Ti (同項第二号及び第1 次の各号に掲げる区 e r 1比率」、 とは、それぞれ е r 1比率、 号の一 を除く

定する連結普通出資等Ti 己資本比率をいい 比率」 一十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第七項に規 それぞれ信用金庫法第八十九条第一 「連結 T 第 i е 項 r 1 比率」 〈第一号の三の r 1 比率 及び 項において準用する銀行法 連結 Ti 「連結普通出資等Ti 連結総自己資本比率」 e r1比率及び連 е r

結総自己資本比率をいう。

第一項第一号から第一号の三まで及び第五号の連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項とは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定するを連結自己資本比率

五条の二の六第一項第四号に規定する連結自己資本比率は長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)第第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第五項又二 第一項第三号から第四号の二までの連結自己資本比率 銀行法

る命令第三条第三項に規定する第一基準をいう。において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定め「第一項第三号の二の「第一基準」とは、長期信用銀行法第十七条

8 第一項第四号から第六号まで(同項第四号の二を除く。)の「国

Tier1比率及び連結総自己資本比率をいう。

規定する連結自己資本比率 第一項第一号、第一号の二及び第五号に規定する連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信よる金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二中代第二項に規定する連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する返分等を定める命令第一条第一項第一号、第一号の二及び第五号に規定する連結自己資本比率

等を定める命令第三条第三項に規定する第一基準をいう。 第一項第三号の二に規定する「第一基準」とは、長期信用銀行法第二十六条第二項に規定する連結自己資本比率 第五項又は長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十第五項又は長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十第十分第一項第三号から第四号の二までに規定する連結自己資本比率 第一項第三号から第四号の二までに規定する連結自己資本比率 第一項第三号から第四号の二までに規定する

8 第一項第四号から第六号まで(同項第四号の二を除く。)に規定

する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条る命令第一条第五項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定めの基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める内基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める

第四項に規定する国内基準をいう。

(認定を受けた経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請及び認定

第六条 (略)

2

(略)

た書類をそれぞれ添付するものとする。 の他法第六条第一項の認定をするため参考となるべき事項を記載しる 前項の申請書及びその写しには、認定経営基盤強化計画の写しそ

4~6 (略)

(認定経営基盤強化計画の履行状況の報告)

第八条 (略)

の報告を行う金融機関等が銀行、長期信用銀行、銀行持株会社及び2 法第八条第一項の規定に基づき認定経営基盤強化計画の履行状況

令第三条第四項に規定する国内基準をいう。
や定める命令第一条第五項又は信用金庫法第八十九条第一項にお第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分第一条第五項者しくは第三条第四項、長期信用銀行法する「国内基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等

等を定める命令第三条第四項に規定する第二基準をいう。第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分第一項第四号の二に規定する「第二基準」とは、長期信用銀行法

(認定を受けた経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請及び認定

第六条 (略)

2 (略)

を記載した書類をそれぞれ添付するものとする。の他法第六条第一項に規定する認定をするため参考となるべき事項の 前項の申請書及びその写しには、認定経営基盤強化計画の写しそ

4 6 (略)

(認定経営基盤強化計画の履行状況の報告)

第八条 (略)

の報告を行う金融機関等が銀行、長期信用銀行、銀行持株会社及び2 法第八条第一項の規定に基づき認定経営基盤強化計画の履行状況

以内に、金融庁長官に前項の様式により報告しなければならない。十日までの間の履行状況について、原則として当該期間経過後三月化計画の実施期間の各事業年度開始の日から当該事業年度の九月三長期信用銀行持株会社である場合にあっては、当該認定経営基盤強

以内に、金融庁長官に前項に規定する様式により報告しなければな十日までの間の履行状況について、原則として当該期間経過後三月化計画の実施期間の各事業年度開始の日から当該事業年度の九月三長期信用銀行持株会社である場合にあっては、当該認定経営基盤強

3 (略)

3

(略)

らない。

金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令(平成十六年内閣府令第六十七号)

(新設)	一の三 海外拠点を有する信用金庫連合会(信用金庫法第八十九条
あること。	
己資本比率及び連結自己資本比率のいずれも八パーセント以上で	と。
る子会社等を有するものに限る。) 国際統一基準に係る単体自	比率及び連結自己資本比率のいずれも八パーセント以上であるこ
九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定す	社等を有するものに限る。) 国際統一基準に係る単体自己資本
信用金庫連合会(長期信用銀行法第十七条及び信用金庫法第八十	七条において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会
一の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行及び海外拠点を有する	一の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行(長期信用銀行法第十
一 (略)	一 (略)
じ、当該各号に定める区分をいう。	じ、当該各号に定める区分をいう。
(銀行持株会社等を含む。以下この項において同じ。)の種類に応	(銀行持株会社等を含む。以下この項において同じ。)の種類に応
な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる金融機関等	な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる金融機関等
第十条の二 法第五条第一項第六号に規定する主務省令で定める健全	第十条の二 法第五条第一項第六号に規定する主務省令で定める健全
(健全な自己資本の状況にある旨の区分)	(健全な自己資本の状況にある旨の区分)
一~四(略)	一 一~四 (略)
をいう。	
2 前項第五号に規定する員外監事とは、次のいずれかに該当する者	2 前項第五号の員外監事とは、次のいずれかに該当する者をいう。
第三条 (略)	第三条 (略)
(経営強化計画の提出)	(経営強化計画の提出)
現	改 正 案

を満たすこと。 掲げる比率の区分に応じ、 本比率及び連結自己資本比率のいずれもが、 会社等を有するものに限る。 項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子 当該イからハまでに定める要件の全て 国際統一基準に係る単体自己資 次のイからハまでに

1 比率 単体普通出資等Tier1比率及び連結普通出資等Ti 四・五パーセント以上であること。 е

以上であること。 単 体 T i er1比率及び連結Tier1比率 六パーセント

以上であること。 単体総自己資本比率及び連結総自己資本比率 八パーセント

(略)

二の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行(第一号の二に規定す るものを除く。) ーセント以上であること。 国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パ

一の三 海外拠点を有する信用金庫連合会(第一号の三に規定する める要件の全てを満たすこと。 ものを除く。 イからハまでに掲げる比率の区分に応じ、 国際統 基準に係る単体自己資本比率が、 当該イからハまでに定 次の

ること。 単体普通出資等Tier1比率 匹• 五パーセント以上であ

口 単体Tier1比率 単体総自己資本比率 ハパーセント以上であること。 六パーセント以上であること。

(略)

二の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行及び海外拠点を有する (新設) 信用金庫連合会 一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。 (第 一号の二に規定するものを除く。

三~六(略)

- じ、当該各号に定める海外営業拠点をいう。四号の二までの「海外営業拠点」とは、次の各号に掲げる区分に応四号の二までの「海外営業拠点」とは、次の各号に掲げる区分に応す 前項第一号、第一号の二、第二号、第二号の二及び第三号から第
- 号)第一条第三項に規定する海外営業拠点 定する区分等を定める命令(平成十二年総理府・大蔵省令第四十成十二年総理府・大蔵省令第三十九号)第一条第三項又は長期信成十二年総理府・大蔵省令第三十九号)第一条第三項又は長期信成十二年総理府・大蔵省令第三十九号)第一条第三項又は長期信が可能を定める命令(平成十二年総理の一、第二号及び第二号の二の海外営業拠
- 号)第三条第三項に規定する海外拠点をいう。
 定する区分等を定める命令(平成十二年総理府・大蔵省令第四十一法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規法第一項第一号の三及び第二号の三の「海外拠点」とは、信用金庫
- 第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又はは第三条第三項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項若しく第一項第一号から第三号までの「国際統一基準」とは、銀行法第

~六 (略)

、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める海外営業拠点をい2 前項第一号から第四号の二までに規定する「海外営業拠点」とは

う。

- 条第三項に規定する海外営業拠点 第三項に規定する海外営業拠点 銀行 前項第一号から第二号の二までに規定する海外営業拠点 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成十二年 分等を定める命令(平成十二年 分等を定める命令(平成十二年) がり第一号がら第二号の二までに規定する海外営業拠点 銀行
- 外営業拠点 第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項に規定する海第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項前項第三号から第四号の二までに規定する海外営業拠点 銀行
- る銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第項若しくは第三条第三項、長期信用銀行法第十七条において準用す銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四第一項第一号から第三号までに規定する「国際統一基準」とは、

4

一基準をいう。 二項に規定する区分等を定める命令第三条第五項に規定する国際統信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第一

5 項、 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第六 八十九条第 第一条第七項に規定する単体普通株式等Tier1比率、単体Ti 比率」、 率をいい、第一項第一号及び第二号の「単体普通株式等Tier1 府・大蔵省令第四十二号)第一条第三項に規定する単体自己資本比 第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成十二年総理 による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法 条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第六項又は協同組合 める命令第一条第七項、長期信用銀行法第十七条において準用する 己資本比率」とは、 る区分等を定める命令第三条第六項に規定する単体普通出資等Ti 比率」 それぞれ銀行法第二十六条第一 r1比率及び単体総自己資本比率をい 一号の三の 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六 1 比率 項第一号から第二号の三まで、 及び 「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは 項におい 単体Ti 「単体普通出資等Tier1比率」 「単体総自己資本比率」とは、 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定 е て準用する銀行法第二 r1比率及び単体総自己資本比率をいう。 一項に規定する区分等を定める命令 第五号及び第六号の 一十六条第 それぞれ信用金庫法第 第 項第 「単体Tier 一号の三及び 一項に規定す 「単体自 5

る国際統一基準をいう。十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第五項に規定す四項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二

己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区 株式等Tier1比率」、 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用 第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第六項又は 準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第 分等を定める命令第一条第七項に規定する単体普通株式等Ti 己資本比率をいい、第一項第一号及び第二号に規定する る銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令 分等を定める命令第一条第七項、長期信用銀行法第十七条において 1 比率、 一年総理府・大蔵省令第四十二号)第一条第三項に規定する単体自 条第六項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法 「単体自己資本比率」とは、 第一項第一号から第二号の二まで、 単体Ti r1比率及び単体総自己資本比率をいう。 「単体Tier1比率」及び 銀行法第二十六条第二項に規定する区 第五号及び第六号に規定する 「単体普诵 「単体総自 (平成十

6 第一項第一号から第五号まで(同項第二号及び第二号の二を除く

6

項第

一号から第

一号

の三まで及び第三号から第五号までの

結普通株式等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び に定める連結自己資本比率をいい、 結総自己資本比率をいう。 連結普通株式等Tier1比率、 する区分等を定める命令第一条第八項又は第三条第五項に規定する 結総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定 定する連結普通出資等Ti 己資本比率をいい、 連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、 一十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第七項に規 それぞれ信用金庫法第八十九条第一 「連結 T 第 i е 項第一号の三の r 1 比率」 r 1 比率 連結Tier1比率及び連結総自 及び 第一項第一号及び第三号の 項において準用する銀行法 連結Tier1比率及び連 「連結普通出資等Tie 連結総自己資本比率 当該各号 連 連

第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第五項又二 第一項第三号から第四号の二までの連結自己資本比率 銀行法

に応じ、 又は第三条第五項に規定する連結普通株式等Ti 号及び第三号に規定する Т 行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項 結Tier1比率」及び)に規定する「連結自己資本比率」とは、 i е r1比率及び連結総自己資本比率をいう。 当該各号に規定する連結自己資本比率をいい、第一項第一 「連結総自己資本比率」とは、それぞれ銀 「連結普通株式等Tier1比率」、 次の各号に掲げる区分 е r 1 比率 連

規定する連結自己資本比率 第一項第一号、第一号の二及び第五号に規定する連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信よる金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第 よる金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第 第二十六条第二項に規定する正規定する区分等を定める命令第一条第一項第一号、第一号の二及び第五号に規定する連結自己資本

銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条二 第一項第三号から第四号の二までに規定する連結自己資本比率

五条の二の六第一項第四号に規定する連結自己資本比率は長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)第

を定める命令第三条第三項に規定する第一基準をいう。十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等に規定する区分等を定める命令第三条第三項又は長期信用銀行法第7第一項第三号の二の「第一基準」とは、銀行法第二十六条第二項

8 第一項第四号から第六号まで(同項第四号の二を除く。)の「国 8 第一項第四号から第六号まで(同項第四号の二を除く。)の「国 8

る命令第三条第四項に規定する第二基準をいう。において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定め9第一項第四号の二の「第二基準」とは、長期信用銀行法第十七条

(法第三十四条第六項の規定による経営指導計画の提出)

第九十条 (略)

導計画を提出する協同組織中央金融機関が現に保有するものの額及係る他の信託の受益権、優先出資又は特定社債であって経営強化指二号の信託受益権等及び当該信託受益権等に係る取得優先出資等に2 法第三十四条第六項に規定する主務省令で定める事項は、前項第

銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定す条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第三項又は長期信用第一項第三号の二に規定する「第一基準」とは、銀行法第二十六第一項第四又は長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十第五項又は長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十

る区分等を定める命令第三条第三項に規定する第一基準をいう。

7

令第三条第四項に規定する国内基準をいう。 第一項第四号から第六号まで(同項第四号の二を除く。)に規定 第一項第四号から第六号まで(同項第四号の二を除く。)に規定 第一項第四号から第六号まで(同項第四号の二を除く。)に規定 を定める命令第一条第五項若しくは第三条第四項、長期信用銀行法 第一項第四号から第六号まで(同項第四号の二を除く。)に規定

等を定める命令第三条第四項に規定する第二基準をいう。第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分9第一項第四号の二に規定する「第二基準」とは、長期信用銀行法

(法第三十四条第六項の規定による経営指導計画の提出

第九十条 (略)

営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関が現に保有するも出資等に係る他の信託の受益権、優先出資又は特定社債であって経二号に規定する信託受益権等及び当該信託受益権等に係る取得優先2 法第三十四条第六項に規定する主務省令で定める事項は、前項第

三 前払式支払手段に関する内閣府令 (平成二十二年内閣府令第三号)

	ること。
	イ 単体普通出資等Tier1比率 四・五パーセント以上であ
	める要件の全てを満たすこと。
	イからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定
	明書類)における国際統一基準に係る単体自己資本比率が、次の
	度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあっては、当該説
	状況に関する説明書類(当該説明書類に係る事業年度の翌事業年
(新設)	一の三 海外拠点を有する信用金庫連合会 最終の業務及び財産の
自己資本比率がハパーセント以上であること。	ーセント以上であること。
合にあっては、当該説明書類)における国際統一基準に係る単体	説明書類)における国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パ
る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場	年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあっては、当該
最終の業務及び財産の状況に関する説明書類(当該説明書類に係	の状況に関する説明書類(当該説明書類に係る事業年度の翌事業
一の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行又は信用金庫連合会	一の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行 最終の業務及び財産
一 (略)	一 (略)
じ、当該各号に掲げる区分とする。	じ、当該各号に掲げる区分とする。
資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる銀行等の種類に応	資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる銀行等の種類に応
第三十一条 令第八条第一項に規定する内閣府令で定める健全な自己	第三十一条 令第八条第一項に規定する内閣府令で定める健全な自己
要件等)	要件等)
(発行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき	(発行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき
現	改正案

□ 単体Tier1比率 パパーセント以上であること。

一セント以上であること。 一セント以上であること。 一セント以上であること。 一セント以上であること。 一セント以上であること。 一セント以上であること。

二~六 (略)

項に規定する海外営業拠点をいう。 を定める命令 総理府·大蔵省令第三十九号) 十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等 行法第二十六条第二 前項第一号、 (平成十二 第 一項に規定する区分等を定める命令 号の二及び第二号の 一年総理府・大蔵省令第四十号) 第一条第三項又は長期信用銀行法第 「海外営業拠点」とは、 (平成十二年 第 一条第二 銀 2

内基準に係る単体自己資本比率が四パーセント以上であること。係る説明書類がある場合にあっては、当該説明書類)における国類(当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に会若しくは信用金庫 最終の業務及び財産の状況に関する説明書海外営業拠点を有しない銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合

三~六 (略)

をいう。

「前項第一号から第二号までの「海外営業拠点」とは、海外に所在があって、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものの議決権の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。
「であって、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものの議決権の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。

3 ものをいう。 海外営業拠点 第八十九条第一項において準用する場合を含む。 十四条の二第 て同じ。 (次項及び第五項におい 第一項第一号及び第 第十七条又は信用金庫法)を有する銀行 一号 (前項に規定する海外営業拠点をいう。 (長期信用銀行法 一号の二の 長期信用銀行又は信用金庫連合会に係る 「自己資本比率基準」という。 (昭和二十六年法律第二百三十八号) 「国際統 (昭和二十七年法律第百八十七 基準」)に規定する基準 とは、 第五項にお 銀行法第

4|条第二 法第一 際統 又は信用金庫法第八十九条第 行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項 しくは第三条第三項、 基準をいう。 |項に規定する区分等を定める命令第三条第五項に規定する国 十六条第一 項 (第一号から第一号の三までの |項に規定する区分等を定める命令第一条第四項若 長期信用銀行法第十七条において準用する銀 項において準用する銀行法第二十六 「国際統一基準」とは、 銀行

5 び単体総自己資本比率をいう。 に規定する区分等を定める命令第 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項 法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、 に規定する単体普通出資等Ti 行法第一 総自己資本比率をいい する単体普通株式等Ti 分等を定める命令第三条第六項に規定する単体自己資本比率をいい 九条第一 e r 1比率」 一十六条第二項に規定する区分等を定める命令第 とは、 r 1 比率」 第 第 項第 項第一号から第二号までの 一十六条第一 項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区 それぞれ信用金庫法第八十九条第一 及び 号の 「単体Tier1比率」 一項に規定する区分等を定める命令第三条第六項 「単体総自己資本比率」 「単体普通株式等Ti 第 項第一号の三の 1 比率、 е r 1 比率 「単体自己資本比率」 条第六項又は信用金庫法第八十 単 体 T i 及び е とは、 r 1 比率」 項におい 単体Tier1比率及 「単体総自己資本比率 「単体普通出資等Ti е それぞれ銀行法第 一条第七項に規定 r 1 比率及び単体 て準用する銀 とは、 単 体 T i 銀行

4 基準 び \mathcal{O} 資本比率基準に係る算式により得られる比率をい る比率をいう。 号に規定する基準に係るものに限る。 第 「単体総自己資本比率」とは、 「単体普通株式等Tier1比率」 (前項に規定する国際統 項 (第一号から第二号までの 基準をい 単体自己資本比率のうち国際統 「単体自己資本比率」とは、)に係る算式により得られ 「単体Tier1比率」 銀行法第十四条の一 第 項 第 自己 第 及 묽

は信用金庫に係るものをいう。営業拠点を有しない銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合会若しく常一項第二号の「国内基準」とは、自己資本比率基準のうち海外

5

6 期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に 規定する区分等を定める命令第 定する区分等を定める命令第 項にお 項 第二号の て準用する銀行法第 「国内基準」とは、 条第五項若しくは第三条第四項、 一条第五項又は信用金庫法第八十九 一十六条第二 銀行法第二十六条第二項に規 一項に規定する区分 長

等を定める命令第三条第四項に規定する国内基準をいう。 年総理府・大蔵省・労働省令第八号) 連合会にあっては労働金庫法第九十四条第一項において準用する 信用協同組合又は中小企業等協同組合法第九条の 「単体自己資本比率」 一項に規定する区分等を定める命令 第 とは、 一条第三項に規定する単体 労働金庫又は労働金 (平成十二 7 率 平成十三年法律第九十三号) 協同組合連合会にあっては同法第十 協同組合又は同法第九十七条第 漁業協同組合 る算式により得ら する場合を含む。 九十二条第 組合連合会、 法第十一条の二第 係る算式により得られる比率を、 金融事業に関する法律 れる比率を、 十八年法律第二百二十七号) 体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。 第一 項第四号の 「単体Ti 項 同法第九十三条第 同法第八十七条第 れる比率を 第九十六条第 e r 1比率」 項第 「単体自己資本比率」 第五十六条第一号に規定する基準に係 及び V

7

項

第三号の

銀 庫

行法第

一十六条第

自己資本比率を、

項第

一号の事業を行う協同組合連合会にあっては協同組合に

単体総自己資本比率」とは

単体普通出資等Ti

е

r 1

とは、

農林中央金庫法

6 連合会、 第 号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会にあ 項において準用する銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に 第 号の事業を行う協同組合連合会にあっては労働金庫法 項 信用協同組合又は中小企業等協同組合法第九条の九 第三号の 水産業協同組合法第十一条第 「単体自己資本比率」とは、 に規定する基準に係る算式により得られる比率 (昭和二十四年法律第百八十三号) 一号に規定する基準に係る算式により得ら 第九十四条第一項又は協同組合による 項第二号の事業を行う水産加工業 項第二号の事業を行う水産加工業 項又は第百条第 農業協同組合法第十条第 項第四号の事業を行う漁業協同 条の六第 項第四号の事業を行う 労働金庫、 項 項において準用 第 号 第六条第 労働金庫 っては同 昭 (同法第 項第三 第 和 一項

8 9 率を、 とは、 第 九十七条第一 令第十五号)第一条第三項に規定する単体自己資本比率を、 する区分等を定める命令 同組合又は同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協 二十六条第二項に規定する区分等を定める命令 を定める命令 っては同令第三条第三項に規定する単体自己資本比率をいう。 又は農業協同組合連合会にあっては農業協同組合法第九十四条の一 よる金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第 r 1 比率 大蔵省令第四十二号) 農林水産省令第十三号)第一条第三項に規定する単体自己資本比 十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会又は同法第 組合にあっては水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定 |項に規定する区分等を定める命令(平成十二年総理府・大蔵省 略 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合 条第三項に規定する単体自己資本比率、 比率」 それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等 項第四号の 水産業協同組合法第十一条第 単体Tier1比率及び単体総自己資本比率をいう。 項第一 (平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号) 一 単 体 T i 「単体自己資本比率」、 一号の事業を行う水産加工業協同組合連合会にあ 第一条第三項に規定する単体自己資本比率 (平成十) r 1 比率」 一年総理府・大蔵省・農林水産省 及び 項第四号の事業を行う漁業協 「単体総自己資本比率」 「単体普通出資等Ti 単 ·体普通出資等Ti (平成十) 一年総理府 同法第 е 8

略

- 19 -

四 資金移動業者に関する内閣府令 (平成二十二年内閣府令第四号)

	ーセント以上であること。	説明書類)における国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パ	年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあっては、当該	の状況に関する説明書類(当該説明書類に係る事業年度の翌事業	一の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行 最終の業務及び財産	一 (略)	じ、当該各号に掲げる区分とする。	資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる銀行等の種類に応	第十五条 令第十六条第一項に規定する内閣府令で定める健全な自己	要件等)	(履行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき	IN 月	付 川	第三章・第四章 (略)	第二章 業務(第十一条—第三十二条の三)	第一章 (略)	目次	改正案
(新設)	自己資本比率がハパーセント以上であること。	合にあっては、当該説明書類)における国際統一基準に係る単体	る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場	最終の業務及び財産の状況に関する説明書類(当該説明書類に係	一の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行又は信用金庫連合会	一 (略)	じ、当該各号に掲げる区分とする。	資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる銀行等の種類に応	第十五条 令第十六条第一項に規定する内閣府令で定める健全な自己	要件等)	(履行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき	肾 具		第三章・第四章 (略)	第二章 業務(第十一条―第三十二条の二)	第一章 (略)	目次	現行

明書類) める要件の全てを満たすこと。 度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあっては、 イからハまでに掲げる比率の区分に応じ、 における国際統 基準に係る単体自己資本比率が 当該イからハまでに定 当 ī該説

単体普通出資等Tier1比率 四・五パーセント以上であ

ること。 単体Tier1比率 単体総自己資本比率 八パーセント以上であること。 六パーセント以上であること。

当該説明書類)における国内基準に係る単体自己資本比率が四パ 事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあっては、 財産の状況に関する説明書類 点を有しない信用金庫連合会若しくは信用金庫 セント以上であること。 海外営業拠点を有しない銀行若しくは長期信用銀行又は海外拠 (当該説明書類に係る事業年度の翌 最終の業務及び

(略)

項に規定する海外営業拠点をいう。 を定める命令 総理府·大蔵省令第三十九号) 十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等 行法第二十六条第 前項第 一号、 (平成十 第 一項に規定する区分等を定める命令 号の二及び第二号の |年総理府・大蔵省令第四十号) 第一条第三項又は長期信用銀行法第 「海外営業拠点」とは、 (平成十二年 第 一条第二 銀 2

3 八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定す 項 第 一号の三及び第 一号の 海外拠点」 とは、 信用金庫法第

3

第

項

第一号及び第

「国際統

とは、

十四条の二第

一号

(長期信用銀行法 一号の二の

(昭和二十七年法律第百八十七

内基準に係る単体自己資本比率が四パーセント以上であること。 係る説明書類がある場合にあっては、当該説明書類)における国 会若しくは信用金庫 海外営業拠点を有しない銀行、 (当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に 最終の業務及び財産の状況に関する説明書 長期信用銀行又は信用金庫連合

類

三~六 略

をいう。 の議決権の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。 する支店若しくは従たる事務所又は銀行業を営む外国の会社 であって、 長期信用銀行又は信用金庫連合会が総株主、 前項第一号から第二号までの その所在地において常勤の役員又は従業員を持つもの 「海外営業拠点」とは、 総社員又は総出資者 海外に所在

第三条第三項に規定する海外拠点をいう。る区分等を定める命令(平成十二年総理府・大蔵省令第四十一号)

4際統 条第一 又は信用金庫法第八十九条第 行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第 しくは第三条第三項、 |項に規定する区分等を定める命令第三条第五項に規定する国 基準をいう。 十六条第一 項 第一号から第一号の三までの 一項に規定する区分等を定める命令第一条第四項若 長期信用銀行法第十七条において準用する銀 項において準用する銀行法第二十六 「国際統一基準」とは、 一条第四項 銀行 4

5 に規定する区分等を定める命令第 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項 e r 1比率」 分等を定める命令第三条第六項に規定する単体自己資本比率をいい 九条第一 一十六条第二項に規定する区分等を定める命令第 、る単体普通株式等T 項第 一十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、 項第一号から第二号までの 項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区 号の 及び 「単体総自己資本比率」 「単体普通株式等Ti 1 比率 「単体自己資本比率」 条第六項又は信用金庫法第八十 単体Ti е とは、 r 1 比率」 е それぞれ銀行法第 r 一条第七項に規定 1比率及び単体 とは、 単体Ti 銀 行

> 基準 び \mathcal{O} 資本比率基準に係る算式により得られる比率をい て同じ。 海外営業拠点 第八十九条第 ものをいう。 (次項及び第五項において「自己資本比率基準」という。 号に規定する基準に係るものに限る。)に係る算式により得られ 第一 「単体総自己資本比率」とは、 「単体普通株式等Tier1比率」 第十七条又は信用金庫法 (前項に規定する国際統 項第一号から第二号までの を有する銀行 一項において準用する場合を含む。 (前項に規定する海外営業拠点をいう。 長期信用銀行又は信用金庫連合会に係る (昭和二十六年法律第二百三十八号) 基準をい 単体自己資本比率のうち国際統 「単体自己資本比率」とは、 「単体Tier1比率」 銀行法第十四条の一 に規定する基準 第 第五項にお 項 第)のうち 自己 第 及 묽

は信用金庫に係るものをいう。 営業拠点を有しない銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合会若しく 第一項第二号の「国内基準」とは、自己資本比率基準のうち海外

る比率をいう。

び単体総自己資本比率をいう。 に規定する単体普通出資等Ti 行法第二十六条第1 総自己資本比率をい とは、 r 1 比率」 それぞれ信用金庫法第八十九条第 「単体Ti 二項に規定する区分等を定める命令第三条第六項 第 е 項第 r 1 比率」 е r 1 比率 号の三の 及び 項において準用する銀 単体Ti 「単体普通 「単体総自己資本比率 e r 1比率及 出資等Ti

6 第一項第二号の「国内基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第五項又は信用金庫法第八十九規定する区分等を定める命令第一条第五項又は信用金庫法第八十九規定する区分等を定める命令第一条第五項若しくは第三条第四項、長期信用銀行法第二号の「国内基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規

6

連合会、 第 協同組合連合会にあっては同法第十 漁業協同 号の事業を行う農業協同 をいう。 する場合を含む 九十二条第 協同組合又は同法第九十七条第 組合連合会、 法第十一条の二第 係る算式により得られる比率を、 金融事業に関する法律 十八年法律第一 れる比率を、 項において準用する銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に 第 号の事業を行う協同組合連合会にあっては労働金庫法 項 組 信用協同 第三号の 合 項 同法第九十三条第 水産業協同組合法第十 一百二十七号) 同法第八 第九十六条第 組合又は中小企業等協同組合法第九条の九 「単体自己資本比率」とは、 項第 に規定する基準に係る算式により得られる比 (昭和二十四年法律第百八十三号) 十七条第 組合又は農業協同組合連合会にあっては同 一号に規定する基準に係る算式により得ら 第九十四条第一項又は協同組合による 項又は第百条第 項第二号の事業を行う水産加工業 項第二号の事業を行う水産加工業 農業協同組合法第十条第 項第四号の事業を行う漁業協同 条第 条の六第 項第四号の事業を行う 労働金庫、 項第 項において準用 号 第六条第 労働金庫 (同法第 昭 第 項 第三 和

7 8 率を、 九第一 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令 庫 令第十五号)第一条第三項に規定する単体自己資本比率を、 する区分等を定める命令 同組合又は同法第九十三条第 第三項に規定する区分等を定める命令(平成十二年総理府・ 自己資本比率を、 っては同令第三条第三項に規定する単体自己資本比率をいう。 九十七条第 又は農業協同組合連合会にあっては農業協同組合法第九十四条の一 二十六条第二項に規定する区分等を定める命令 よる金融事業に関する法律第六条第 年総理府・大蔵省・労働省令第八号) 大蔵省令第四十二号) 農林水産省令第十三号)第一条第三項に規定する単体自己資本比 1 比率_J 十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会又は同法第 組合にあっては水産業協同組合法第百二十三条の二第 連合会にあっては労働金庫法第九十四条第一 農業協同組合法第十条第 項 項第一号の事業を行う協同組合連合会にあっては協同組合に 項 水産業協同組合法第十 第四号の 第三号の 項第一 単体T 信用協同組合又は中小企業等協同組合法第九条の 「単体自己資本比率」とは、 「単体自己資本比率」 一号の事業を行う水産加工業協同組合連合会にあ 第一条第三項に規定する単体自己資本比率 (平成十 1 比率」 項第一 条第 項第三号の事業を行う農業協同 一年総理府 及び 一号の事業を行う水産加工業協 項において準用する銀行法第 項第四号の事業を行う漁業協 第二条第三項に規定する単体 |単体総自己資本比率| 「単体普通出資等Ti 項において準用する 労働金庫又は労働金 大蔵省・農林水産省 (平成十 三項に規定 (平成十二 一年総理府 同法第 大蔵省 組合 7

率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、る算式により得られる比率をいい、「単体普通出資等Tier1比平成十三年法律第九十三号)第五十六条第一号に規定する基準に係第一項第四号の「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法 (

単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

(新設)

第三 9 第三十二条の三 を定める命令 が通算して五年以上である者とする。 消費者契約法 して内閣府令で定める措置は、 イに規定する消費生活相談をいう。 る者は、 とは、それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等 r 1比率 (資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) の資格 (消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者) トの資格 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザー (略) 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員 条第三項に規定する単体自己資本比率 次に掲げる全ての措置を講じること。 一条の二 般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタン 次に掲げるいずれかの資格を有し、 単体Tier1比率及び単体総自己資本比率をいう。 (平成十二年法律第六十一号) 法第五十一条の二第四項に規定する苦情処理措置と (平成十三 法第五十一条の二第四項に規定する内閣府令で定め 一年内閣府· 次の各号のいずれかとする。 財務省 に応ずる業務に従事した期間 第十三条第三項第五号 かつ、 単体普通出資等Ti 農林水産省令第三号) 消費生活相談 第三十二条の二 8 (新設) して内閣府令で定める措置は、 (資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) (略) 次に掲げるすべての措置を講じること。 法第五十一条の二第四項に規定する苦情処理措置と 次の各号のいずれかとする。

イ~ハ (略)

二~五 (略)

2

の解決を図ってはならない。する手続により資金移動業関連苦情の処理又は資金移動業関連紛争らず、資金移動業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施る。前二項(第一項第五号及び前項第四号に限る。)の規定にかかわ

·二 (略)

イー禁錮以上の刊こ処せられ、又は去告しくは弁蒦士去の見定こずれかに該当する者がある法人うべき者を含む。以下この号において同じ。)のうちに、次のいニーその業務を行う役員(役員が法人であるときは、その職務を行

がなくなった日から五年を経過しない者より刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることイー禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定に

口 (略

(廃止の届出等)

2~5 (略)

第三十八条

(略)

を添付しなければならない。 務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面資金移動業を廃止しようとするときは、前項の届出書には、当該業

イ〜ハ (略)

二~五 (略)

2 (略)

の解決を図ってはならない。
する手続により資金移動業関連苦情の処理又は資金移動業関連紛争らず、資金移動業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施る。前二項(第一項第五号及び前項第四号に限る。)の規定にかかわ

·二 (略)

がなくなった日から五年を経過しない者 これのでき者を含む。以下この号において同じ。)のうちに、次のいうべき者を含む。以下この号において同じ。)のうちに、次のい三 その業務を行う役員(役員が法人であるときは、その職務を行

口(略

第三十八条 (略)(廃止の届出等)

2~5 (略)

- 27 -		